

みつばちと畑の学校 会則

(名称)

第1条 本会は、自然栽培農学校みつばちと畑のがっこうと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は特定非営利活動法人スマイルベリー（静岡県浜松市浜北区寺島2401-1）とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の親睦と結束を図り、自然栽培とみつばちの保全活動を行うことを目的とし、令和3年5月1日設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 自然栽培における農業学習体験
- (2) みつばちの保全活動
- (3) 農と食に関わるイベントの開催
- (4) 福祉と環境に配慮した活動に参加する

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、会長が認めた者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員ごとに大人1名月額3,000円、子ども（中学生未満）1,000円とし、毎月25日までに納入するものとする。賛助会員は1名につき月額1,000円とし、毎月25日までに納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出することにより任意に退会することができる。

退会月の会費は返金しないものとする。退会は退会届を郵送またはメールにて受付する。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(会計)

第11条 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第13条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和3年5月1日から施行する。